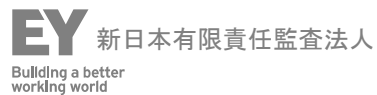


上場準備企業に必要なリソース と監査法人のサポート体制

2014年6月11日



目次

- ▶ 1.はじめに
- ▶ 2.上場準備企業に必要なリソース
- ▶ 3.その他の関係者の役割
- ▶ 4.監査法人のサポート体制

1.はじめに 株式上場とは

▶ 株式上場とは

- ▶ 株式会社が発行する株式を、不特定多数の投資者が投資対象として売買できるように、証券取引所において流通させること

▶ 株式上場のメリット・デメリット

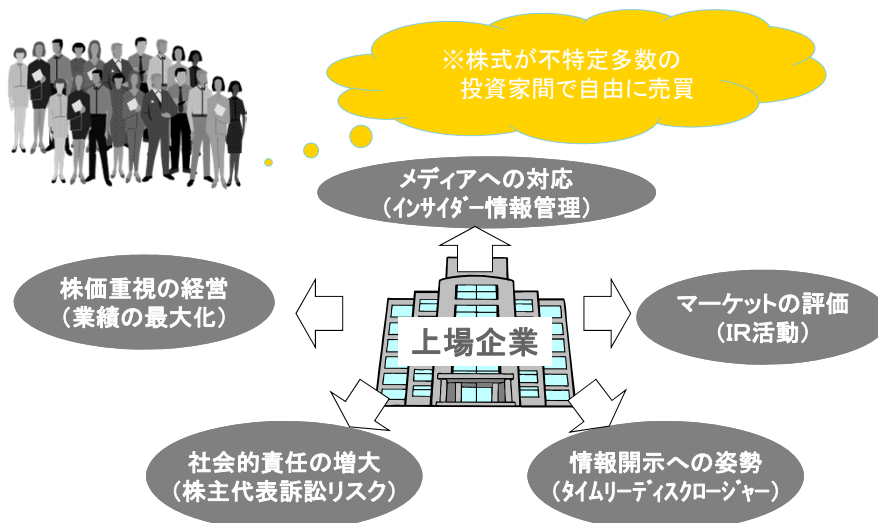
▶ メリット

- ▶ 資金調達手段の多様化
- ▶ 知名度の向上、社会的信用力の増大
- ▶ 内部管理体制の充実強化、従業員の士気向上 など

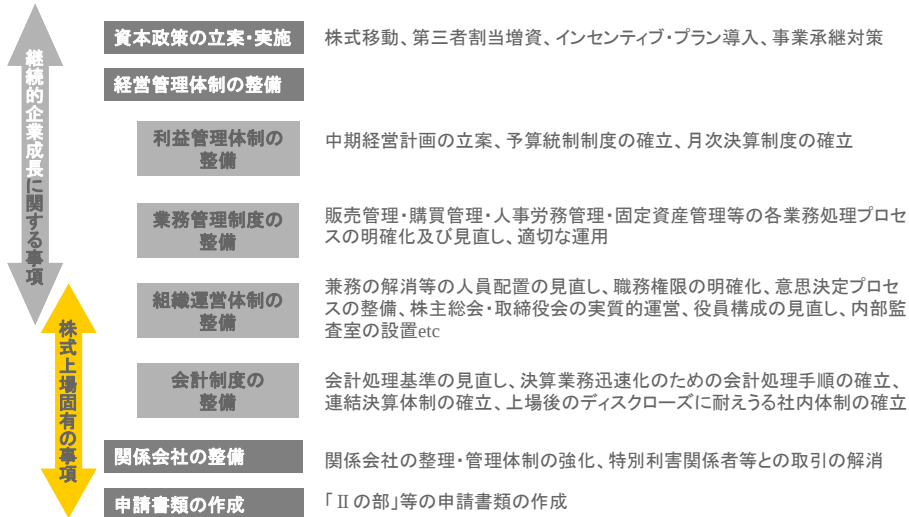
▶ デメリット

- ▶ 社会的責任・義務の増大
- ▶ 開示事務、経理事務、株式事務等の管理コストの増加
- ▶ 法定開示、取引所の適時開示、内部統制報告制度の義務化 など

1.はじめに 株式上場とは

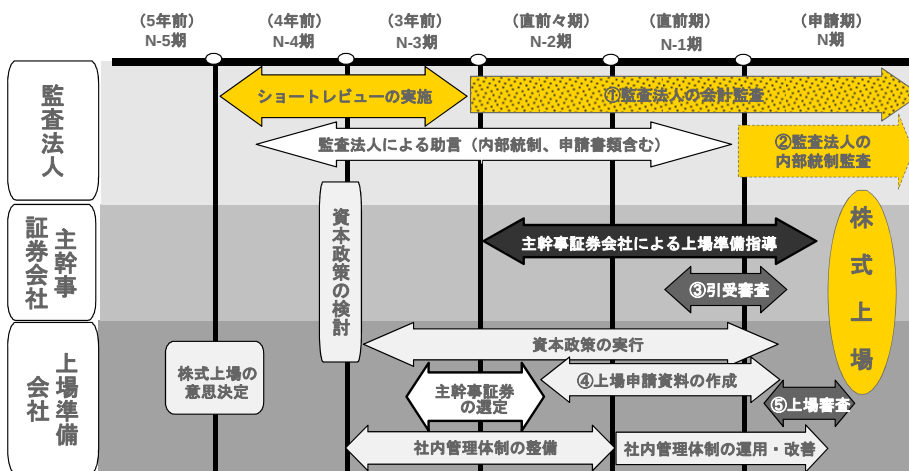


1.はじめに 株式上場とは



1.はじめに 上場スケジュール

▶ 上場スケジュール



1.はじめに 上場スケジュール

①監査法人の 会計監査

▶ 監査法人による原則2期分の監査証明が必要。

②申請期の 内部統制監査 に対する準備

▶ 「新規上場時のコスト削減の観点から新規上場後3年間に限り内部統制報告書に係る公認会計士の監査を免除」平成26年5月23日参院本会議で成立

③主幹事証券会社 による引受審査

▶ 主幹事証券会社による引受審査を受け、主幹事証券会社が取引所に推薦書を提出することが必要。

④上場申請書類 の作成

▶ 証券取引所に対して上場申請する際には上場申請書類を作成し、これを提出することが必要。

⑤証券取引所 による上場審査

▶ 形式審査基準と実質審査基準を満たしているかを確認する上場審査を受け、証券取引所から上場承認を受けることが必要。

1.はじめに 実質審査基準 1/3

▶ 実質審査基準（適格要件）

▶ 上場審査で上場適格性を判断する基準となる具体的な項目

	東証2部	ジャスダック (スタンダード)	マザーズ	ジャスダック (グロース)
1.企業の継続性及び収益性	企業の継続性及び収益性	企業の存続性	事業計画の合理性	企業の成長可能性
2.企業経営の健全性	企業経営の健全性	企業行動の信頼性	企業経営の健全性	企業行動の信頼性
3.企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立	企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性	成長の段階に応じた健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立
4.企業内容等の開示の適正性	企業内容等の開示の適切性	企業内容等の開示の適切性	企業内容、リスク情報等の開示の適切性	企業内容等の開示の適切性
5.その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項	その他公益又は投資者保護の観点から取引所が必要と認める事項	その他公益又は投資者保護の観点から取引所が必要と認める事項	その他公益又は投資者保護の観点から取引所が必要と認める事項	その他公益又は投資者保護の観点から取引所が必要と認める事項

1.はじめに 実質審査基準 2/3

▶ 上場会社として必要とされる5つの適格要件

1. 企業の継続性及び収益性
2. 企業経営の健全性

実現

3. 企業のコーポレート・ガバナンス
及び内部管理体制の有効性

4. 企業内容等の開示の適正性

5. その他公益
又は投資者保護
の観点から当取
引所が必要と認
める事項

1.はじめに 実質審査基準 3/3

有価証券上場規程第207条	上場審査等に関するガイドラインⅡ 2. ～6. (要約)
1. 企業の継続性及び収益性 継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基礎を有していること	(1) 事業計画が、そのビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を踏まえて、適切に策定されていると認められること (2) 今後において安定的に利益を計上することができる合理的な見込みがあること (3) 経営活動が、安定かつ継続的に遂行することができる状況にあること
2. 企業経営の健全性 事業を公正かつ忠実に遂行していること	(1) 関連当事者その他の特定の者との間で、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないこと (2) 役員の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役員等との兼職の状況が、公正、忠実かつ十分な業務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと (3) (申請会社が親会社等を有している場合) 親会社等からの独立性を有する状況にあること
3. 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性 コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること	(1) 役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、適切に整備、運用されている状況にあること (2) 内部管理体制が適切に整備、運用されている状況にあること (3) 経営活動の安定かつ継続的な遂行及び適切な内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあること (4) 実態に即した会計処理基準を採用し、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあること (5) 法令遵守の体制が適切に整備、運用され、重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていない状況にあること
4. 企業内容等の開示の適正性 企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること	(1) 経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を管理し、当該会社情報を適時、適切に開示することができる状況にあること及び内部者取引等の未然防止体制が適切に整備、運用されていること (2) 企業内容の開示に係る書類が法令等に準じて作成されており、かつ、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項や、主要な事業活動の前提となる事項について適切に記載されていること (3) 関連当事者その他の特定の者との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により、企業グループの実態の開示を歪めていないこと (4) (申請会社が親会社等を有している場合) 当該親会社等に関する事実等の会社情報を、投資者に対して適時、適切に開示できる状況にあること
5. その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項	(1) 株主の権利内容及びその行使の状況が公益又は投資者保護の観点で適当と認められること (2) 経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争等を抱えていないこと (3) 反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること (4) 新規上場申請に係る国内債券等が、無議決権株式又は議決権の少ない株式である場合は、ガイドラインⅡ 6 (4) に掲げる項目のいずれにも適合すること (5) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること

2.上場準備会社に必要なリソース コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制

- ▶ コーポレート・ガバナンスとは
 - ▶ 企業統治をいい、一般的に企業活動を律する枠組みである
 - ▶ 企業は継続的に企業の競争力及び企業価値を高めていく環境を構築する
- ▶ コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制
 - ▶ 事業活動の円滑な遂行、公正な事業活動の確保等のための組織的な事業活動であり、コーポレート・ガバナンスや内部管理体制は各社の置かれる状況や特徴を考慮し、会社ごとに適した内部管理体制を検討して構築する

2.上場準備会社に必要なリソース コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制

- ▶ 上場審査にあたっては、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され機能しているかが審査される
 - ▶ 役員の適正な職務の遂行を確保するための体制が、適切に整備、運用されている状況にあること
 - ▶ 内部管理体制が適切に整備、運用されている状況にあること
 - ▶ 経営活動の安定的かつ継続的な遂行及び適切な内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあること
 - ▶ 実態に即した会計処理基準を採用し、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあること
 - ▶ 法令順守の体制が適切に整備、運用され、重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていない状況にあること

2.上場準備会社に必要なリソース コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制

- ▶ 内部管理体制の整備に必要な事項
 - ▶ 経営者の意識（リーダーシップ、意思決定）
 - ▶ 担当部署の人材
 - ▶ 関連各部門の十分な協力
 - ▶ 情報システムの整備

- ▶ 内部管理体制の整備は組織体制の大幅な見直しを伴うため、社内の関係者間の利害が対立する等作業がスムーズに進まないケースがある。その際に専門家として、外部の第三者としての会計士の助言や指導を利用することも考えられる

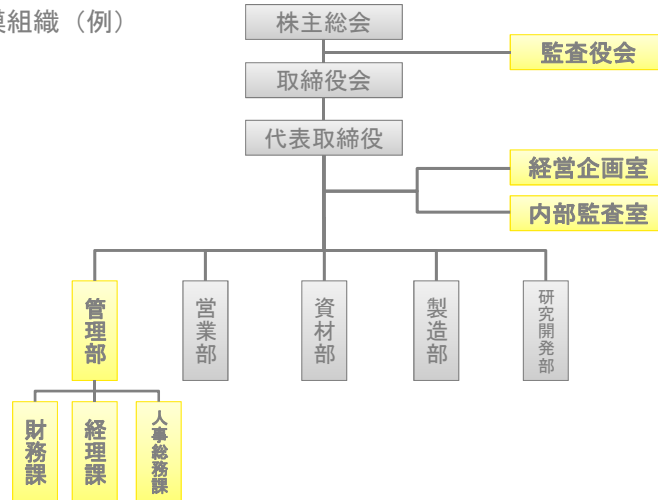
2.上場準備会社に必要なリソース コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制

- ▶ 求められる会社の機関

機関	スタートアップ (非公開小会社)	アーリーステージ (非公開小会社)	レイターステージ (非公開大会社)	上場申請直前 (公開大会社)
株主総会	○	○	○	○
取締役	○	○	○	○
取締役会		△	○	○
監査役		△	○	○
監査役会			△	○
会計監査人		△	△	○
(独立役員)				○

2.上場準備会社に必要なリソース コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制

▶ 小規模組織（例）



Page 15

上場準備企業に必要なリソースと監査法人のサポート体制

EY

2.上場準備会社に必要なリソース コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制

▶ 会社組織の整備

1. 内部牽制機能の充実と適正人員の配置

- ▶ 各種業務を機能的に分担し、これらの業務の相互牽制により虚偽・不正・誤謬等の発生を事前に防止し、発見できる仕組み
- ▶ 経理・財務・総務人事等の機能は、担当者を明確に分離することで内部牽制機能を担保

2. 兼務の解消

- ▶ 取締役会の実効性を担保するため、適切な権限と責任の委譲をし、主たる事業には担当取締役を配置
- ▶ 組織上の横の兼務は、部門間の牽制効果が期待できないことから、原則として解消

3. 適切な人材配置

- ▶ 主たる事業には担当取締役を配置
- ▶ ディスクロージャー担当役員（管理担当役員）の配置は必須のため選任を行うことが必要

4. 企画・管理部門の充実

- ▶ 会社が個人的経営を脱し、組織的な経営管理を行うために必要十分な組織・体制を整備
- ▶ 全社的な経営方針や中長期計画、また、これを実現するための予算等を策定し、その実現に必要な統制を全社的に実施する経営企画機能が備わっていることが必要

5. 内部監査機能の設置

- ▶ 経営者に代わって、社長直属の担当者が、各業務が法令、社内規程等に準拠して遂行され、効果的かつ効率的に実施されているかをチェックして、業務改善に資する情報を経営者にフィードバックする内部監査機能が必要

Page 16

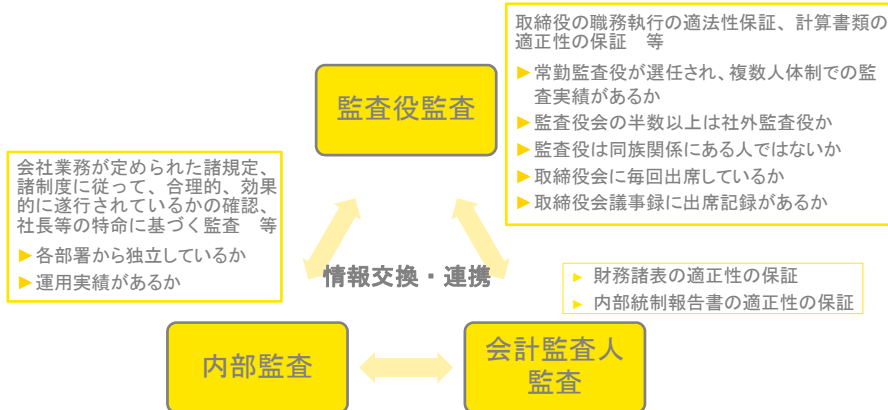
上場準備企業に必要なリソースと監査法人のサポート体制

EY

2.上場準備会社に必要なリソース コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制

▶ 三様監査

- ▶ 三様監査とは、監査の効率性を保ちながら、実効性を高める監査



2.上場準備会社に必要なリソース 企業内容等の開示の適正性

- ▶ 開示体制及び適切な開示
 - ▶ 実態に即した適切な開示、開示のための内部管理体制を構築
 - ▶ 株式上場後は、毎決算時、投資家に対して企業内容を開示する手段として有価証券報告書(四半期報告書)を作成。
 - ▶ さらに、取引所の規定により45日以内(30日以内推奨)に決算短信または四半期決算短を開示
 - ▶ 予算に基づく業績予想の公表が要求されており、予想と実績が大きく乖離した場合には、適時に業績予想を修正し、投資家に開示
- ▶ 適時適切な開示を行うために必要なこと
 - ▶ 人員・管理体制
 - ▶ 会計伝票・証憑の管理
 - ▶ 会計システム
- ▶ 大部分の非上場会社においては税務会計に基づく決算が行われているため、上場申請に向けて企業会計への変更が必要となる。

2.上場準備会社に必要なリソース 各担当者の役割（参考）

	日常業務（上場後を含む）	上場特有の業務	監査法人関連業務
社長	上場準備チームの編成、取締役会運営見直し、役員見直し	幹事証券の選定、資本政策の方針決定、上場市場の決定、上場価格決定とロードショー対応	監査法人の選定
上場準備チーム	利益計画とりまとめ、予算制度見直し、関係会社整備、役員との取引見直し	I の部、II の部の作成、有価証券届出書作成、引受審査対応、上場審査対応	内部統制報告制度対応
企画	中期経営計画の策定、予算の作成・管理、社長のスタッフ業務、各会議体等の事務局、その他	利益計画書の作成、上場プロジェクトのリーダー、上場プロジェクトの組成・管理、その他の上場準備業務の調整、資本政策の一部関係、適時開示	
人事	給与計算等、保険事務、人事労務管理、契約関係、採用活動の企画・運営、社内教育研修の企画・運営、配属、人事考課の実施・管理、給与体系、評価制度の検討、パートアルバイトの採用・管理		
総務	業法関係申請事務、登記事務、会社行事の運営、契約書類の作成・管理、社内規程等の改定・運営・管理、取締役会・経営会議の開催事務、株式事務、招集通知作成、株主対策、総会運営事務、固定資産管理、庶務等	社内規程の作成、組織図の作成、上場申請書類の作成、資料作成、株式事務	
広報	株主対策、マスコミ等に対するIR対応	投資家等へのIR対応	
経理	支払金の管理、経理処理業務、税金申告書作成、税務調査対応、月次決算業務、半期・年度・連結財務諸表作成、会社法計算書類作成、上場後決算短信作成、有価証券報告書作成、四半期報告書作成	I の部、II の部作成、上場申請添付各種資料の作成、経理関係規程の作成・整備、監査対応	会計監査対応、コンフォートレター対応
財務	資金繰り計画管理、出納、支払い業務、資金の調達・運用、有価証券管理、現金預金管理、手形小切手等管理、エクイティファイナンス業務	資本政策の一部関係（会社調達）、I の部、II の部作成	
内部監査	規程の整備、内部監査の実施		内部統制報告制度対応

Page 19

上場準備企業に必要なリソースと監査法人のサポート体制

EY

2.上場準備会社に必要なリソース その他管理体制

- ▶ 情報管理体制
- ▶ 知的財産管理体制
- ▶ コンプライアンス体制
- ▶ クレーム処理体制
- ▶ IT管理体制
- ▶ 危機管理体制
- ▶ 関係会社管理体制

Page 20

上場準備企業に必要なリソースと監査法人のサポート体制

EY

3.その他の関係者 証券会社

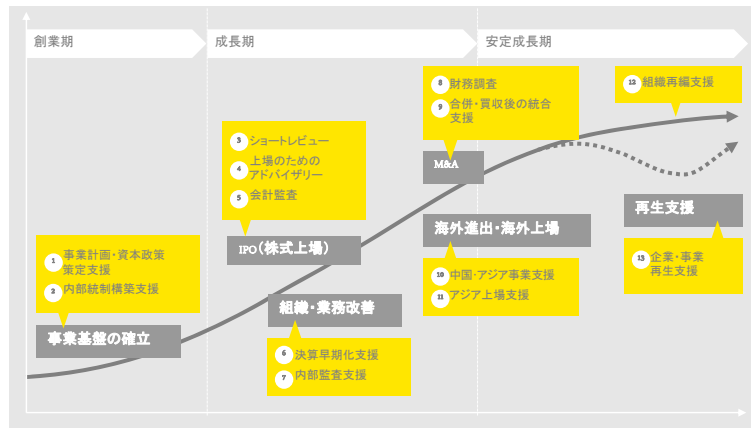
- ▶ 株式上場における証券会社の役割
 - ▶ 上場前
 - ▶ 上場指導
 - ▶ 上場準備に関する助言と指導
 - ▶ 申請書類の作成に関する助言と指導及び推薦
 - ▶ 引受審査
 - ▶ 上場申請にあたって審査を実施
 - ▶ 株式引受
 - ▶ 上場時の公募・売出株の引受
 - ▶ 上場後
 - ▶ 財務戦略の提言、事業提携等の経営アドバイス
 - ▶ IR活動支援、タイムリーディスクロージャーに関する支援

3.その他の関係者 その他

- ▶ 株式事務代行機関
 - ▶ 発行会社に代わり、名簿書換事務、株券等の発行事務など、株式全般の事務を代行
- ▶ 印刷会社
 - ▶ 開示書類等の作成支援、株券や開示書類等の印刷
- ▶ コンサルティング会社
 - ▶ 経営管理体制の整備、コンピューターシステム構築等に関する助言や実務作業、申請書類作成作業等の作成支援
- ▶ 銀行等金融機関
 - ▶ 第三者割当増資の引き受け、人材等の提供、資本政策等への助言
- ▶ ベンチャーキャピタル
 - ▶ 上場準備会社に対する資金提供や資本政策等に対する助言

4.監査法人のサポート体制 ～企業成長サポートへの取り組み～

- ▶ 創業期～成長期（安定成長期）までの監査法人の役割



Page 23

上場準備企業に必要なリソースと監査法人のサポート体制

EY

4.監査法人のサポート体制 ～企業成長サポートへの取り組み～

- ▶ 財務諸表監査業務（準金商法監査）
- ▶ 株式場支援
 - ▶ ショートレビューの実施
 - ▶ 経営管理体制・内部管理体制のアドバイス
 - ▶ 会計処理に対するアドバイス
 - ▶ その他株式市場に対する総合的なアドバイス
 - ▶ IPO（株式上場）スケジュールの立案のアドバイス
 - ▶ 資本政策立案・実践のアドバイス
 - ▶ 原価計算制度構築のアドバイス
 - ▶ IT経営管理システムの構築・実践のアドバイス
 - ▶ 決算早期化支援
 - ▶ 上場に必要な書類（Iの部、IIの部等）の作成指導
 - ▶ 上場後の情報開示体制に関するアドバイス

Page 24

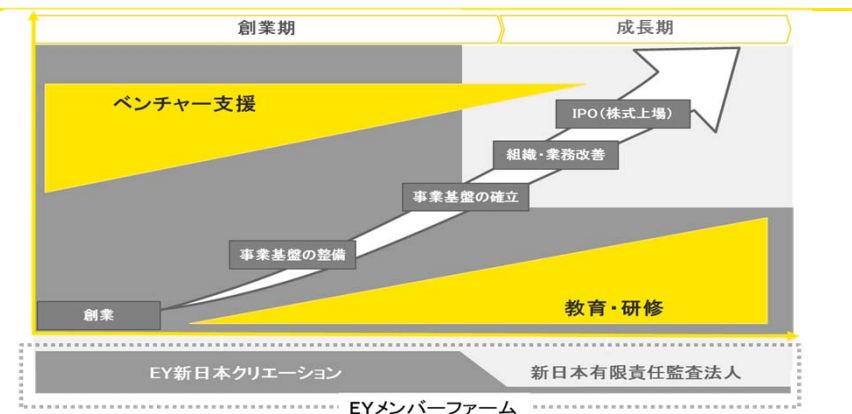
上場準備企業に必要なリソースと監査法人のサポート体制

EY

4.監査法人のサポート体制 ～企業成長サポートへの取り組み～

主な企業成長サポートの取り組み	概要
成長分野にフォーカスした業種別セクターの取り組み	アベノミクス等で成長が見込まれる分野(ネットII、テクノロジー、ライフサイエンス、環境エネルギー、不動産建設、アグリ等)にフォーカスしたイベント等を開催し、最新の情報を発信している。
新産業創出支援とCFO輩出	今後グローバルで活躍するベンチャー企業を支援するために、CFO輩出やインキュベーションサービスを企業成長サポートセンターを中心にEYジャパンで対応。
Winning Women Network (WWN) 女性経営者ネットワーク	EY Japan は、女性経営者と女性エグゼクティブを応援するためにWinning Women Network (WWN)を運営しています。WWNは、EYの会計・税務・アドバイザリー等の幅広い経験や知識を生かして、女性の活躍による日本経済の健全な発展に積極的に貢献。
ネットワークの取り組み (CEO、CFO、女性起業家、監査役)	未上場企業やベンチャーのCEO、CFO、女性起業家(WWN)、監査役のそれぞれを対象とした会員制の支援体制を構築。それぞれの役職者を対象にセミナー、メルマガ、コラムなどを提供。

4.監査法人のサポート体制 ～EY新日本クリエーション株式会社～



- ・事業基盤の確立にいたるまでの創業期～アールリーステージの企業を対象に、支援サービスを実施
- ・ベンチャー支援サービス（事業計画策定支援、資金調達支援、販路開拓支援等）
- ・教育・研修サービス（eラーニングによる会員制研修）

4. 監査法人のサポート体制 ～起業家支援～

主な企業成長サポートの取り組み	概要
EYアントレプレナー・オブ・ザ・イヤー	EYで起業家を表彰する制度。日本は2001年から参加。日本大会で起業家日本代表を決定し、毎年6月にモナコで開催される世界大会にて、起業家世界代表を選出。
Job Creation	原則として未上場企業を対象に、日本国内で新たな雇用を創出している企業を表彰する制度。 過去2年間の従業員増加数並びに従業員増加率を乗じて計算したポイントで上位にランキングされた50社を表彰。2013年からスタート。
ベンチャー企業と大企業の連携支援	ベンチャー企業の斬新なビジネスプランと大企業の豊富な経営資源を結びつけイノベーションを誘発する機会を提供。 大企業の今後の新規事業戦略についてお話し、個別面談の場を設けることで、ベンチャー企業と大企業のコミュニケーション構築を全面的にバックアップ。
Strategic Growth Forum(SGF)	Strategic Growth Forum(SGF)は、世界のトップクラスの経営者、政府関係者、オピニオンリーダー、投資家、市場関係者等が一堂に会し、ネットワークを構築、意見交換を行い、知識や経験を共有する場。年に数回世界各地で開催。今年は、5月22・23日に中国・上海で開催決定。

Page 27

上場準備企業に必要なリソースと監査法人のサポート体制

EY

お問い合わせ先

▶ 本資料に関するお問い合わせ、ご質問等は下記までご連絡をお願いいたします。

▶ 戦略マーケティング事業部 IPOグループ

▶ 公認会計士 齊藤 悟志

▶ Mail : saito-stsh@shinnihon.or.jp

▶ Facebook : <http://www.facebook.com/satoshi.saito.1654>

▶ Phone : 080-6716-5879

Page 28

上場準備企業に必要なリソースと監査法人のサポート体制

EY